Ⅲ 給与支払報告書(個人別明細書)の記入について

記入例

8

※内容の変更や訂正があり、再提出される場合は、摘要欄に「訂正分」と朱書きで記入してください。

<u>ж</u> т			_				T T	$\neg \neg$		-	_	_	_	**	11	t :	Bil	**	整	理香号		96				—
	_		 		37			2			*					(92	能力(事件)	_			. 10	00.45				-
+ .		-	w E/M													[4	人香号) [-	2345	٠.,	1.1		_
支右		住														Tal	機名)		9	8 7 6	5	4 3	2 1	0	1 2	2
3		ĒF	= [京	书》	井田	ТЗТ	-日	5番	‡ 1	导					3/4					_					_
5 4	5	300000		23.51	1-1	٠.٠	, _ ,	ш.	-	-						E	E (3)	ガナ 〉				イチリ				
																4	5			三周	₹	一則	3			1
	種			别		į	支 和	š 🏤	*	ā					き後の	金額後)	8	行得控制	テの を	直の合計額		源泉	微	灰飛	2	
	9	給与	. ''' !	ī.		M		Ŧ		. 3	Ħ			Ŧ			P		Ŧ		円内		Ŧ	8		円
		和力	Д.	_			4,1	00,0							,00			2,1	<u>57,</u>	,839			4,8	00		
g (R)	绞	医対象	能模写	50			9月)								開族	0 %	t .		16歳 快表			を	【摘	要欄(こつ	いて】
n f	7 9	##	老人	控	除	σ	額	特	定	T	老		Ϊ,	2 P.T.	その		持	誗	0	-			①前	職分	の	給与等を含め年末調整して
育	Ŧ	從有					8	^	挺	٨	Ħ	٨	•	後人	_ ^	後人	_ ^	後人		٨	M		いる	場合	はそ	その旨を記載して下さい。
					_	50,	000				\perp			\perp			1		2	٥		į	@ * *	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	L 1100 at	+ × += + 7 =
_	持2	定親族	特別指	10000		円布	社会保	験料等	の金		Д	生命	界険	料の	空除都	Р.	地質	医保険料	斗の控	B 開 四	住					を希望する場合は略号の す。詳細は裏面をご確認く
		210		20		"	40	00 6	00				00	0.5	Λ			20.1	nor	. 1			へぃ さい)。肝神は表風でに推診へ
+ ***	严	310			_	<u></u>		39,6		_	36.0		-	,25		+	-41	29,	900	9		<u>—</u> i		•		
t IBI	妛	/ (L	(FI)	輙														自由供	rity.	税額22	E71					等のある配偶者、扶養親加
							1,05. 在3					IT.	ベイ・	7.1	00,0	J00F	J ());	NZIV (#	XYX	1766944	01					は氏名(氏名の前に(退)と
		(2	普点	Y (-			欠のは			40	54															生年月日、障害がある場合
										.1.	1 4	寺別	障	害者	眷 .	合計	所得	金額	550	0,000円						、退職所得を除いた合計所
ma		F 3	生命	-			ДΙ	旧生命	1		10 PM	Αl	n'a	医療	1		дІ	新疆人有	4		ДI	旧便。	侍金	領等	で言	記載して下さい。
risis Fila	Ko R		B競科 YOM 潜入金		65	,000		研験料 の金銭	_	96.	,000		00	鄉		12,50		保険を	F T		1	所がた の金数	I	28,		
	24	. 49 4	1991 P284	8				開粉年月 (1回日)	Ħ		45		Я		- 1	20億人の 9月 20 億人	K9:			住宅借入金4 年末改貨						P .
HA.	校 Fia	, III	用象 借入金				円長田	開粉年月	Ħ		49		Я			[回日 (公替人) (金数)(2)				(1百日) 住宅借入金(年末改貞						P
		77	THE EST	•	-		ハナコ	2回日)	1			<u>_</u>			"	(2) (B)				(28.8)			1			円
泉-北	190	[フリガ				. 原	花-			区分			P.04	書の				民年企 科等の2			7	旧長期を				2
(4)	2		-	1.		11.4			I.	_		_		所得	9	50,0	00	公司	A.W.		円	所得金	额			円
		個人番		3	1		6 7 ハルミ		10	1	2	5		Jr		_		ハラミ			Д	調整控制			and the second	\exists
		[フリガ					春			区分	50			}	リガナ) 5:右	ļ			/大b		区分		数	タ 年の記 複数の記	人妻子	
	1	-	-	1.	_	原			ī.	_	Ι.,		┙	٠,		1.1.		1.4	-	·	┞					
	Ц	個人番		4	5	6	7 8	a 0	1	2	3	4		•	人益 号	4			9 ナツミ	0 1 2	3	4 5	-			
空		フザ	7)							区分		- []	V			\			夏:		区分					
î.	2	_	+	1	1	<u> </u>			П			- h	-	² -			-	原			_	F -	1			
Đ.	H	個人番	_						L			- 3		_	人番号リガナ)	5			Q	1 2 3	4	5 6	-			
ŧ		じフリが	-							区分		ŧ	ŧ		リガナ) S:本	·					区分		5人1	ぶ角のに	5余余度	# ·
美	3			1					П	Ë		*	A	"⊢								lacksquare	m#6	総数の	人件	5
	H	個人番	_	1					\perp		ш	h	¥	-	人番号リガナ〉	H							_			
		ほお	-							区分					おお	 					E A					
	4	但人香		1	1	П			Т		-	-	- 1	`⊢	人香号		T									_
ŧ	Y	外多		1	5	- L	が障害者	事	v	-	動	1	7						H					_	\	
成		١,	-		7	持	が障害を	+	٤		¥)	L		中追	就•	退點		L	受 :	8 1	生年	月	3		
Ŧ		3					Ø		Ŋ	- 1	*	/	ĝ	讳	退職	年	月	В		元号	,	T	年	月	В	
者	+	\	it i	*	標	別	他	掃	朝	4	生	1/	H			-	8,000	-		50100	133	-		SSEC	2222	\dashv
	1			\perp	_	<u>L</u>		<u>L</u>	I.			<u>V</u> .	10	Ŋ		7	4	1		昭和			50	10	15	5
支		個人番法人			1 9	8	7 6	5 4	4 3	2	1	0	1	2	右部	で記載(ってくた	šu.)								
Z.	r	住所(\neg		-		TTC	_		-21	<u></u> Ž. 4	-													7
者		又はF			<u>-</u> ./		F港	1]2	.]	日	りる	¥Τ.	Ť	0												
	Ţ	氏名又	は名拝	5	3)	、ラ	やっ	T	*	4	株:	ਜ਼(:≤	<u>\</u>	+				re	(H)	(0848)	64	1-211	11			
# #							付入して:			-	1/15-	- 44	<u> </u>					(1	1007	/	-		-			

給与支払報告書(個人別明細書)作成の注意点

1. 本年の年末調整においては、基礎控除の見直し等にご注意ください! 令和7年度税制改正により、次のような見直し等が行われています。

①「所得税の基礎控除」の見直し

②「給与所得控除」の見直し

③「扶養親族等の所得要件」の改正 ④「特定親族特別控除」の創設

①「所得税の基礎控除」の見直し

②「給与所得控除」の見直し

	基礎控除額							
合計所得金額	改	E後	改正前					
	令和7・8年分	令和9年分以後	以正則					
132万円以下	95							
132万円超336万円以下	88万円							
336万円超 489万円以下	68万円	58万円	48万円	l				
489万円超655万円以下	63万円	58/JH						
655万円超2,350万円以下	58万円]						

※合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

公上の川3 本部	改正後	改正前				
給与の収入金額	給与所得控除額	給与所得控除額				
162万5,000円以下		55万円				
162万5,000円超 180万円以下	65万円	収入金額×40%-10万円				
180万円超 190万円以下		収入金額×30%+8万円				

※給与収入額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

③「扶養親族等の所得要件」の改正

所得要件等	改正後	改正前	
同一生計配偶者の前年の合計所得金額	9		
扶養親族の前年の合計所得金額	58万円	48万円	
ひとり親の「生計を一にする子」の前年の総所得金額等			
配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額	58万円超133万円以下	48万円超133万円以下	
勤労学生の前年の合計所得金額	85万円	75万円	

④「特定親族特別控除」の創設

19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除く)のうち、 合計所得金額58万円超123万円以下の特定親族を有する場合には、特定親族特別控除が適用され ます。氏名の右横の区分欄に下表の数字を記載してください。

△ =1 =< ⁄田 △ ΦΕ	性中部************************************	区分	区分		
合計所得金額	特定親族特別控除の額	(特定親族が居住者)	(特定親族が非居住者)		
58 万円超 85 万円以下	63 万円	10	11		
85 万円超 90 万円以下	61 万円	20	21		
90 万円超 95 万円以下	51 万円	30	31		
95 万円超 100万円以下	41 万円	40	41		
100 万円超 105万円以下	31 万円	50	51		
105 万円超 110万円以下	21 万円	60	61		
110 万円超 115万円以下	11 万円	70	71		
115 万円超 120万円以下	6 万円	80	81		
120 万円超 123万円以下	3万円	90	91		

税制改正の概要などについて、詳しくは国税庁ホームページの「令和7年度税制改正による所得税 の基礎控除の見直しについて」をご参照ください。